

# 所得税・町県民税申告

# 2月16日～

## 税務署からのお知らせ

算誤りのないようご注意ください。

税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書等の提出書類について、ご自分で正しく作成していただきました。「自書申告」を推進しています。

不動産所得や事業所得などがある方は、売上・仕入・経費等の集計を済ませたうえ、お早めにご来場ください。なお、税務署では、土・日曜、祝日は閉庁しています。

### 確定申告書の作成は ホームページで

「ご自宅で、24時間いつでも簡単・便利」

国税庁のホームページから所得税の確定申告書が作成できます。また、プリントアウトした申告書は、そのまま提出することができます。



### 配偶者特別控除に ご注意を！

所得税法の一部が改正され、所得38万円未満の配偶者扶養していたときに適用されていた配偶者特別控除が、平成16年分の所得税から廃止されました。

### 定率減税(20%)の 適用をお忘れなく

定率減税額は、所得税額の20%ですが、上限額は25万円です。定率減税の適用漏れや計

### 確定申告等についての問い合わせ

銚子税務署  
☎ 0479②1571  
役場税務課課税班  
☎ ⑧1213

税こそは平和日本の力なり  
日々安泰に民を守りぬ

### 住宅借入金等 特別控除

住宅借入金等を利用し、マイホームを新築・購入・増改築等をして平成16年中に居住の用に供した場合、

その年から10年間、住宅借入金等特別控除を受けることができます。控除を受けるには確定申告をする必要があるため、給与所得者は1年目に確定申告を、2年目以降は年末調整で控除を受けることができます。

○住宅借入金等の年末残高(5,000万以下の部分の金額) × 1% = 控除額 (100円未満の端数切り捨て)

### 消費税の準備は お済ですか？

平成15年以降に課税売上高が1,000万を超える新たに消費税の課税事業者になられた方は、次の点に注意しましょう。  
①平成15年に課税売上高が1,000万を超えた事業者の方で「消費税課税事業者届出書」をまだ提出されていない方は、早めに提出をしてください。  
②売上げ、仕入れに係る帳簿への記帳や請求書などの保存が必要になります。  
③簡易課税制度を選択される方は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。  
なお、2月24日(木)の税務署来庁日には、消費税コーナーが設けられますので、ご相談等がある方はぜひご来場ください。  
詳しくは銚子税務署まで。

### 税務署・税理士会による相談日の お知らせ

#### 税務署の出張相談

日時 2月24日(木)  
午前9時30分～午後4時  
場所 役場第1・2会議室  
※譲渡所得、贈与税等がある方は、必ずこの日にご来場ください。

#### 税理士による無料相談

日時 3月1日(火)  
午前9時30分～午後3時30分  
場所 役場第1・2会議室